

注)先日開催されましたSAJ評議員会でSAJ/FIS競技者登録の締切が11月30日SAJ着に延期されました。それに伴い県連締切を11月20日(必着)としました。

SAJ 会員登録について

本年度の登録は 8月19日(月)より受付を開始いたします。8月申込分は8月29日(木)必着でお願いします。以降、毎月20日必着分までをその月の申込分として、書類確認後SAJへ送付致します。

すでにご案内のとおり、会員登録と競技者登録が同時に行えます。SAJ および FIS 競技者登録の料金が11月20日(水)までの申込分とそれ以降では変わりますのでご注意ください。

	SAJ 競技者登録	FIS 競技者登録
11月20日(水)SAK着	2,000円	5,000円
それ以降	4,000円	15,000円

*FIS 競技者登録「マスタース」は登録料不要です。

*SAJ 宣誓書未提出の方は、宣誓書の提出が必要です。

*FIS 宣誓書は、毎年必要です。

*9月下旬以降申込の方は、登録完了までに時間がかかり、10月中旬頃から順次発行される各競技の最新版ポイントリストに掲載されない可能性があります。ご注意ください。

保険の申し込みがある書類は10月11日(金)必着でお願いします。

以降の保険申込みは、別紙にて直接保険取り扱い会社宛てに直接お申し込み下さい。

本年度のSAJ会員登録の最終受付は、2014年5月16日(金)といたします。

尚、会員登録をされない方の情報は、2014年6月末日で抹消されます。その際、過去の会員登録情報、保有資格、その資格取得日や講習会・クリニック等の受講データ等含めて消えてしまいます。翌年度以降に登録の申込みをされても、以前の情報は復活出来ないのをご注意下さい。(会員登録は「新規」として新しい番号になります)

SAJ 会員とは、所属団体(スキークラブなど)のクラブ員で、加盟団体(SAK)を経て全日本スキー連盟(SAJ)へ登録されている会員のことを言います。「通常の会員」と「一時会員」に区分され、「一般」、「大学生」、「その他学生」、「高校生」では、それぞれ登録料が異なります。登録をされた方には会員番号が与えられます。昨年度、他の都道府県で登録され、今年度の登録をSAKで行う際には同じ番号が継続されますので、「**移籍**」入会の方がいる場合は、必ずその番号を本人に確認して登録用紙に記入してください。

また、同姓同名者の区別をするために生年月日の記入およびフリガナ記入をお願いします。

SAJでは生年しか記入のないものは処理出来ないの、必ず月日まで記入して下さい。

<次の方には毎年のSAJ会員登録が義務づけられています>

1. 競技関係有資格者（TD、審判、セッター、計算員、など）
2. 教育関係有資格者（スキー指導員*、スノーボード指導員*、クロスカントリー指導員、検定員、パトロール等）
3. 基礎スキー技能検定1級保持者
4. スノーボード技能検定1級保持者
5. クロスカントリー技能検定1級保持者

*認定スキー指導員、認定スノーボード指導員については、全日本スキー連盟から神奈川県スキー連盟への所管となりました。*SAJ理事会正式決定後、有資格者へ個別へご案内します

以下、各所属団体（クラブ）における登録手続きについて下記の順で説明いたします。

- I. 会員登録
- II. 競技関係 有資格者登録
- III. 教育関係 有資格者登録

I. 会員登録

SAJ会員登録は基本的に「継続会員登録」と「新規会員登録」の2つに分かれます。

A)「継続会員登録」

「継続」用の会員登録用紙が下記の3種類に増えました。

●事前競技者登録済会員表

昨年度会員登録をされていて、今年度の「SAJ競技者登録」および「FIS競技者登録」を既に直接SAKに申請して済ませている方の登録用紙。

「会員登録」と併せて「SAJ競技者登録」「FIS競技者登録」の支払いが必要です。

●継続会員登録表（競技者登録情報あり）

昨年度会員登録をされていて、過去に一度でも「SAJ競技者登録」「FIS競技者登録」をした事のある方の氏名が掲載されています。会員登録のみで、「SAJ競技者登録」「FIS競技者登録」を希望しない方はこの表にて競技者登録部分を記載しなければ、次年度は氏名が「継続会員登録表」へ移行され、会員登録のみの登録手続きとなります。

●継続会員登録表

昨年度会員登録をされていて、過去に競技者登録をした事のない方の氏名が記載されています。今年度の会員登録処理をします。また、今年度から「SAJ競技者登録」および「FIS競技者登録」を希望される場合は、本表にて同時に登録が出来ます。

①今年度も登録を継続する場合は「口継続」の口を塗りつぶすか、丸で囲む。

また、氏名、住所などの記載事項に記載漏れや誤り、変更がある場合は朱で訂正して下さい。

②マークした人数を集計する。

一般会員、大学、その他学生・生徒、高校生、中学生の別に登録者数を各カテゴリー毎に集計して、継続会員登録表の最後のページの集計部分にその人数を記載して下さい。

また、「継続会員登録表」ページ上部の欄に提出日、担当者名、今回の登録者人数（頁毎の登録者の総数：会員の区分を無視して数える）を記入して下さい。

③継続会員登録申込書（クラブ→協会）総 21C-3-1A に登録者数および支払金額を記入する。

継続会員登録申込書の数字を記載し、登録料を算出し記入してください。

B)「新規会員登録」：今年度から「新規」に会員登録する方と「移籍入会」の方（昨年度 SAJ に登録していて、他の県やクラブから移籍してきた人）の登録です。登録表は「新規会員（移籍入会を含む）登録表」になりますが、会員登録と合わせて「SAJ 競技者登録」「FIS 競技者登録」が同時に出来るような様式に変更になっています。

①登録区分欄の口新規、口移籍のどちらかを塗りつぶすか丸で囲む。

「移籍」登録の場合には本人に昨年度の会員番号を確認し、その番号を（会員番号）欄に必ず記載して下さい。その他、会員区分（一般、大学、その他、高校、中学生以下）のいずれかの口にチェックを入れ、さらに氏名、生年月日、住所など必要事項を記入して下さい。

②マークした人数を集計する。

継続の時と同様に、「新規会員登録表」の下部にある集計欄に記載した人の数を、一般会員、大学、その他学生・生徒、高校生、中学生の別を「入会」、「移籍入会」の別に集計し記載して下さい。

「新規会員登録表」が複数枚になる場合は集計数は最終ページのみに記載で結構です。

また、「新規会員登録表」の上部にある記載担当者氏名電話、FAX および加盟団体名、地域、所属団体名およびそのコードを記入してください。※「継続会員登録表」と同じ名前、コードを記載してください。

③新規会員登録申込書（クラブ→協会）総 21C-3-2A に登録者数および支払金額を記入する。

「新規会員登録表」の数字を記載し、登録料を算出し記入してください。

II. 競技関係 有資格者登録

カテゴリー	資 格
指 導 者	技術指導員（技術）、運営指導員（運営）
コ ー チ	A 級コーチ（A コーチ）、B 級コーチ（B コーチ）、C 級コーチ（C コーチ） *SAJ 資格登録は登録料不要。その他は、登録料 1,000 円
T D	名誉技術代表、FIS 技術代表、SAJ 技術代表
審 判	飛型審判名誉（飛名）、飛型 A 級（飛 A）、飛型 B 級（飛 B）、 飛型 C 級（飛 C）、飛型 FIS（飛 FIS）、フリースタイル A 級（フリー A）、 フリースタイル B 級（フリー B）、スノーボード（SB）、
審 判	旗門、飛距離 *登録料不要
セッター	A 級（A）、B 級（B）
計 算 員	アルペン（AL）、クロスカントリー（CC）、スノーボード（SB）

※指導員カテゴリー中のコーチ資格（A 級、B 級、C 級）は SAJ 有資格者は登録料免除。

※旗門員、飛距離審判員は審判資格に入りますが、年次登録料は免除。

※クロスカントリーのレース指導員（技術指導員・運営指導員）は競技関係指導員に入ります。

※クロスカントリー指導員、スノーボード指導員は教育関係の指導員に入ります。

同一カテゴリー内の資格については、いくつ保持していても登録料は 1000 円ですが、カテゴリーの違う資格を二つ持っている場合は、それぞれの資格の登録料が必要となります。

＜例＞ 「技術指導員」と「運営指導員」の両方を持っている ⇒ 登録料は 1000 円
「技術指導員」と「A 級セッター」を持っている ⇒ 登録料は 2000 円

※ このように、同一カテゴリー内で複数の資格をもつ場合は、どれか一つを「継続会員登録申込表」の有料欄に集計して残りは無料分の欄に集計して下さい。

III. 教育関係 有資格者登録

カテゴリー	資 格
指 導 者	功労指導員（功労指）、功労準指導員（功労準）、専門指導員（専門指）、 スキー指導員（正指）、スキー準指導員（準指）、スキー認定指導員（認指） クロスカントリー指導員（CC 指）、クロスカントリー準指導員（CC 準指）、 スノーボード指導員（SB 指）、スノーボード準指導員（SB 準）、 スノーボード認定指導員（SB 認指）
検 定 員	名誉検定員（名誉）、A 級検定員（A）、B 級検定員（B）、C 級検定員（C）
パトロール	功労パトロール（功労）、パトロール（パト）、ドクターパトロール（Dr.）

◆指導者資格の登録

- スキー指導員（功労資格・正・準・認定）、スノーボード（正・準・認定）の登録料は 5,000 円（研修会費用分の 4,000 円を含む）です。
スキー（正・準・認定）指導員とスノーボード（正・準・認定）指導員の両方の資格を持っている場合はスノーボードの有資格者登録料 1,000 円が免除されますので、9,000 円になります。
- クロスカントリー指導員の登録料は 1,000 円です。※研修会参加費は別途 SAJ へ直接支払いのため。
- 競技関係資格と同様に同一カテゴリー内の資格「会員登録表」（〈A3 版〉の同一の枠組みの中に入っている資格）についてはいくつ持っていたても登録料は 1 つ分だけの支払となります。
〈例〉「スキー指導員」と「クロスカントリー指導員」を持っている ⇒ 登録料は 1,000 円

◆スキー功労指導者（正指・準指）で研修会に参加されない方の登録料は 1,000 円です。

登録を済ませたうえで、別紙「功労指導者・研修会費用返金申請書」をご提出ください。

功労指導者で、研修会に参加される方は「功労指導者・研修会費用返金申請書」の提出は不要です。

提出者に関しては後日、登録を確認したうえで、指定された口座へ研修会費用分を返金いたします。

※功労指導者は SAJ 規約上は、研修会参加を免除されていますが、SAK としてはスキー界の先達として自覚と誇りを持って研修会に参加頂き、後輩の指導、育成にご協力をお願いします。

◆スキーパトロール資格の登録

パトロール資格には功労パトロール（功労）、パトロール（パト）、ドクターパトロール（Dr.）があります。登録料はいずれも 1,000 円です。

◆検定員資格の登録

検定員資格にはスキー検定員の名誉検定員（名誉）、A 級（A）、B 級（B）、C 級（C）およびクロスカントリー検定員（CC）が含まれます。登録料は 1,000 円です。同一カテゴリー内の資格「会員登録表」（〈A3 版〉の同一の枠組みの中に入っている資格）についてはいくつ保持していても登録料は 1 つ分の 1,000 円です。

〈例〉 「B 級検定員」と「クロスカントリー検定員」を持っている ⇒ 登録料は 1,000 円

… ☆ … ☆ … ☆ …

☆「移籍」登録者が有資格者の場合は…（競技関係・教育関係 共通事項）

「移籍」入会の会員が有資格者の場合には、「新規会員登録用紙」に必ず昨年度の会員番号を記載し、その方の所持している資格の口にチェック（■塗りつぶすか、丸で囲むなど）を入れて下さい。

会員番号、資格などは本人にきちんと確認をして、間違いのないように記入をお願い致します。

毎年、既に前クラブで登録をした後に別のクラブから「移籍」登録をして来る方がいらっしゃいます。この場合は、二重登録となってしまいますので、登録しないようご注意ください。

☆各資格を辞退する場合は…（競技関係・教育関係 共通事項）

黒く塗りつぶされている■が現在その人の持っている資格です。今年度の登録で資格を辞退する場合は、単独と複数の資格所持者で異なりますので、次の手順で行って下さい。

1) 単独所持の場合

その■に赤でXを付けて、「有資格者辞退届」(総21C-6)を提出して下さい。

2) 複数所持の場合

その■をXを付けしないで下さい。すべての資格が削除されます。

別紙「有資格者辞退届」(総21C-6)に辞退する資格を記入・提出下さい。

☆今年度より日本体育協会の資格管理(スポーツ指導者)の資格管理はなくなりました。

追加登録(各項共通)

基本的には1回目の登録と同じ処理を行ってください。

1. 前回の登録の際に「保留」とした人の継続登録

◇「継続会員登録表」の、該当者が含まれるページをコピーして登録区分の「O継続」に改めてマークした後、氏名欄を赤で囲うなど、今回の登録者が区別できるようにして下さい。追加登録者がいないページはつけないで下さい。また、右肩のページ欄は書き直したり、消したりせずに、そのまま提出して下さい。ページ上部の2回目以降の欄に提出日、担当者名、その頁の登録者の総数を記入して下さい。

◇1回目の登録と同様に「継続会員登録申込書(クラブ→協会)」を作成し、添付して下さい。

2. 前回の年次登録後に新たに会員となった人の登録

◇「新規会員登録表」【3枚複写】を使用して、1回目と同様に登録して下さい。

◇「新規会員登録申込書(クラブ→協会)」を作成する。

【登録料一覧表】

登録料につきましては下記をご覧ください。会員登録表中に記載されている登録料は、SAJが集金する登録料で、教育関係資格の指導者登録料は各県連の事情に応じて、金額を設定出来ることになっていきます。下記の一覧に記載されている金額は会員登録表中に記載されている登録料を含んでおります。また、所属団体登録料等に関しましては、協会毎に金額が異なる場合もあります。その場合は協会の規定を優先してください。

1. 一般年次登録料

表中の「クラブ」は該当1名につきクラブが協会へ支払う金額、「協会」は協会がSAKに支払う金額、「SAK」はSAKがSAJに支払う金額を記載してあります。

一般で説明すると、一人につき、クラブ→協会が2,000円、協会→SAKが1,600円、SAKはSAJに1,200円を支払います。

	ク ラ ブ	協 会	S A K
一 般	2000	1600	1200
高 校 生	500	400	300
大 学 生	2000	1600	1200
その他学生・生徒	2000	1600	1200

※中学生以下は無料。

2. 競技関係 有資格者年次登録料

資 格 名	ク ラ ブ	協 会	S A K
指 導 者 (技 術 ・ 運 営)	1000	1000	800
A ・ B ・ C 級 コ ー チ	1000	1000	800
TD (名 誉 、 FIS 、 SAJ)	1000	1000	800
公 認 審 判 員	1000	1000	800
公 認 セ ッ タ ー (A , B)	1000	1000	800
公 認 計 算 員	1000	1000	800

※旗門員・飛距離審判員は登録料免除。

※A・B・C級コーチ資格はSAJ有資格者（競技資格または教育資格）は免除。

3. 教育関係 有資格者年次登録料

資 格 名	ク ラ ブ	協 会	S A K
スキー指導員（功労、専門指、正指、準指、認定）	5000	4800	800
スノーボード指導員 （正指、準指、認定）	スキー指あり	5000	4000
	スキー指なし	5000	4800
ク ロ ス カ ン ト リ ー 指 導 員	1000	1000	800
ク ロ ス カ ン ト リ ー 検 定 員	1000	1000	800
SAJ無資格のスポーツ指導者	1000	1000	800

※専門指導員（専門指）は、今年度は公認されている方はいません。

【各協会での事務手続の要領】

時折、協会の登録申込書（協会→県連）、および登録料入金書（協会→県連）を添付せずにクラブの登録申込書だけを送付してくるケースが見られます。協会の集金分がありますので、たとえ登録が1団体だけであっても必ず添付をお願い致します。

1. 1回目の年次登録をする時

- A) 各クラブから提出された「SAJセット」「SAKセット」「協会セット」を別々に束にして下さい。「会員登録申込（クラブ→協会）」は必ず添付しておいてください。
- B) 「会員登録申込書（クラブ→協会）」を「継続」・「新規」別々に協会単位で集計して、継続用と新規の「会員登録申込書（協会→県連）」（総21C-3-1A,2A）を作成し、「継続」分と「新規」分の登録料を合わせた「登録料入金書」（総21C-3-3）を作成して下さい。
- 「継続会員登録申込書（協会→県連）」（総21C-3-1A）、「新規会員登録申込書（協会→県連）」（総21C-3-2）および登録料入金書（総21C-3-3）は一緒に綴じて、「SAKセット」の束に添付して、提出して下さい。「SAJセット」には添付の必要はありません。
- C) その他、「準指検定願書」、「新所属団体届（総21C-4）」、「団体脱退届（総21C-5）」、「名称、代表者・連絡者等変更届（総21C-7）」等、提出の必要がある書類は「SAKセット」に添付して下さい。

2. 追加登録をする時

「1. 通常の年次登録をする時」に準じて「SAJセット」、「SAKセット」を提出して下さい。

☆追加登録は9月以降、事務局にて随時受け付けます。なお、今年度の追加登録の最終受付はSAKの会計年度上2014年5月16日（金）着分までとします。

☆1回目以降の追加登録は、原則として毎月末にSAKでチェックをした後に、SAJに送りますので、毎月20日までに提出して下さい。それ以降の提出は翌月扱いとなります。

☆会員証の交付には、SAJへの送付後、県連に到着するまで原則として約1ヶ月かかる予定です。

☆会員証の発行を急ぐ場合は早めの提出をお願いいたします。

【協会用登録料一覧】

登録料種類	対象	金額
団体登録料	1クラブにつき	10,000円
新規団体登録料	1クラブにつき	10,000円
各種バッジテストの許可申請（1～5級）	1件につき	9,000円
各種バッジテストの許可申請（3～5級）	1件につき	3,000円
ジュニアテストの許可申請	1件につき	3,000円
スキー・スノーボード準指導員検定受験料	1名につき	20,000円
スキー・スノーボード認定指導員検定受験料	1名につき	20,000円

※ 新規に所属を申請する団体は、**初年度に限り**「所属団体登録料」と「新規所属団体登録料」合わせて**20,000円**が必要です。

★年次登録の書類セットの方法★

年次登録時に各クラブが協会に、提出すべき書類は「SAJセット」、「SAKセット」、「協会セット」**各一組ずつ**です。提出書類は各クラブで必ず控えを残すようにしてください。

◎SAK セット、協会セット（各1組）

1. SAK（協会）セット表紙（下記、6.の書類の添付がある場合は、添付書類名を必ず記載してください）
 2. 継続会員登録表（退会を含む）
 3. 継続会員登録申込書（クラブ→協会）：総21C-3-1A
 4. 新規会員登録表（移籍入会を含む） →新規会員、移籍会員がいる場合のみ
 5. 新規会員登録申込書（クラブ→協会）：総21C-3-2A →同上
 6. SAJ 競技者登録 宣誓書
 7. FIS 競技者登録 宣誓書（毎年必要）
 7. その他（該当者がいる場合、必要に応じて以下の書類を添付）
 - a. 各種バッジテスト許可申請書：スキー級別テスト（総21C-13）、ジュニアテスト（総21C-15）、スノーボード級別テスト（総21C-17）、等
 - b. 有資格者辞退届（総21C-6）
 - c. 有資格者移籍届（総21C-8）
スキーおよびスノーボード有資格者が神奈川県から他の都道府県連へ移籍する場合に提出してください。県内のクラブ間移籍の際は提出の必要はありません。
 - d. 所属団体名称・代表者・連絡者・等変更届（総21C-7）
代表者、連絡者の交代、転居の場合は必ず提出願います。
 - e. その他：スキー場行事開催届（総21C-11）スキー場ポール斜面使用申請書（総21C-12）
- 上記、各様式はホームページまたはSAK ツールに掲載されています。

継続会員登録申込書（クラブ→協会）：総21C-3-1A、新規会員登録申込書（クラブ→協会）：総21C-3-2Aは1通ずつ登録書類発送の際に同封してありますが、追加登録の予定があるときは、コピーして使うか、事務局に要求してください。 *後日、ホームページ上にも掲載します。

◎SAJ セット（1組）

1. SAJ セット表紙（総21C-1SAJ）：添付したものに忘れずに丸をつけてください
2. 継続会員登録表（退会を含む）
3. 継続会員登録申込書（クラブ→協会）継続用（総21C-3-1A）
4. 会員（移籍入会を含む）登録表
5. 新規会員登録申込書（クラブ→協会）入会・移籍入会用（総21C-3-2A）
※SAJ セットには、その他の書類は添付しないで下さい。

＜ご注意＞ 各提出書類の記載内容を訂正する場合は必ず、全てのセットを訂正して下さい。
＜その他の注意点＞

1. 事務局が夏休みのため8月10日（土）～18日（日）は事務所に誰もいません。
書類を前もって宅配便または郵便などで送る場合は、**19日（月）午後着**を指定してください。

2. 数年前から SAJ で書類をチェックしてフリガナの記載漏れ、同姓同名者の確認、過去に未登録期間のあった有資格者が再登録した場合など、SAJ より「Q&A」として問い合わせが来ます。その際は、SAK から各協会を通して問い合わせをしますが、回答が遅れると SAJ の登録処理システムの都合により、同時に申込みをしたその他のクラブの会員証の発行も遅れます。「Q&A」が発生した場合には、速やかに回答をお願いいたします。

3. 有資格者の方で、年次登録を一度停止した後、登録を復活させた場合には登録停止期間中の登録料をお支払いいただくこととなります。有資格者の方は毎年登録をお願いいたします。尚、指導者登録料は、前納講習会費（4,000 円）を含んでいます。毎年受講して頂きたいですが、他の会員との格差を無くすために 2 年に 1 回受講したと計算し、
<例> 「一般会員」で「スキー指導員資格」と「B 級検定員資格」を持っているが、2 年前に一度年次登録を休止し、今年度また登録を復活させる場合は下記の通りです。
(一般登録料 + 指導者登録料 + 検定員登録料) × 登録休止年数 + 講習会費(1 回)
(2,000 円 + 1,000 円 + 1,000 円) × 2 年 + 4,000 円 = 14,000 円

4. 「バッジテスト許可申請書」および「準指導員受験願書」等の添付書類は、「SAK ツール」に今年度の様式が掲載されますので、2 回目以降登録書類に添付をお願い致します。

SAJでは、「チャレンジ25キャンペーン」に賛同し、個人参加の確認をするようになりました。登録用紙にチェックをする箇所がありますので、参加希望されない方はチェックをしてください。無記入の方は自動的に参加するとみなされます。(費用の負担等はありません)

※ご不明な点がございましたら、県連事務局または担当理事：金子までお問い合わせください。
県連事務局 TEL：045-311-8907 FAX：045-324-6966
登録担当理事 TEL：090-7944-1187
E-メール：kaneko@sak.or.jp